

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月27日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 水谷 共宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGCトラスト -
dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン
(Kokusai - MUGC Trust -
Performance of dbX-Winton Linked Open)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：
5,000億円を上限とする。

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：
5,000億円を上限とする。

米ドル建クラス 成長型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル(約3,887億円)を上限とする。

米ドル建クラス 分配型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル(約3,887億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：
50億オーストラリア・ドル(約3,956億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：
50億オーストラリア・ドル(約3,956億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア
・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成23年12月
30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=77.74円および1豪ドル=79.12円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月5日に提出した有価証券届出書(平成23年8月16日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(注) __の部分は訂正箇所を示します(図表、グラフに変更ある場合は、当該図表、グラフの右側に線で示します。)

[次へ](#)

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

(前略)

(注1)米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年7月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.85円、1豪ドル=85.65円)による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注1)米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年7月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.85円、1豪ドル=85.65円)による。以下、別段の記載がない限り米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(後略)

(9) 払込期日

() 継続申込期間(平成23年10月14日から平成25年4月30日まで)

<訂正前>

継続申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日の11営業日後(以下「払込期日」という。)までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「(12) その他(八)申込みの方法」を参照のこと。

<訂正後>

各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)(以下、かかる立場の同社を「保管会社」という。)のサブ・ファンドの口座に、()平成24年2月28日以前の取引日については、当該取引日の後11営業日目、()平成24年3月6日の取引日については、平成24年3月16日、()平成24年3月13日以後の取引日については、当該取引日の後6営業日目(以下「払込期日」という。)に各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「(12) その他(八)申込みの方法」を参照のこと。

(12) その他

<訂正前>

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を平成23年8月1日付で締結している。

(後略)

<訂正後>

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を平成23年8月1日付で締結している(平成24年2月23日付で改訂済)。

(後略)

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月1日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月1日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結(平成24年2月23日付で改訂済)。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(後略)

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

(八) 資本金の額(平成23年6月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約29億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(中略)

（ホ）大株主の状況

（平成23年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

<訂正後>

（前略）

（ハ）資本金の額（平成23年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=77.74円）による。

（中略）

（ホ）大株主の状況

（平成23年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

<訂正前>

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

<訂正後>

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

3 投資リスク

(1) リスク要因

サブ・ファンドの一般的なリスク

<訂正前>

（前略）

最近に設立されたファンドであり、運用歴がないことサブ・ファンドは新規に設立されており、運用実績の記録がない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

最近に設立されたファンドであり、運用歴が限定されていること

サブ・ファンドは、運用実績が限定されている。

（後略）

4 手数料等及び税金**（５）課税上の取扱い**

<訂正前>

（前略）

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

（中略）

日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファ

ンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル(約47,489円)である。信託証書につき、50米ドル(約3,893円)の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル(約284,153円)である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となる。)。この場合支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(中略)

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

(中略)

日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル(約47,489円)である。信託証書につき、50米ドル(約3,893円)の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル(約284,153円)である。

(後略)

5 運用状況

<訂正前>

サブ・ファンドは、平成23年10月5日から運用を開始する。

(1) 投資状況

該当事項なし。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項なし。

投資不動産物件

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。

(3) 運用実績

純資産の推移

該当事項なし。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

該当事項なし。

(4) 販売及び買戻しの実績

サブ・ファンドの受益証券は、平成23年8月22日から販売されるため、本書の日付現在、該当事項はない。

<訂正後>

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(平成23年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
信託債券	ルクセンブルグ	908,916,195.81	94.29
現金・その他の資産(負債控除後)		55,061,270.41	5.71
合計 (純資産総額)		963,977,466.22 (約74,940百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) サブ・ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は取引日(評価日)に計算される。したがって、「5 運用状況」および「第3 ファンドの経理状況、2 ファンドの現況」における数値は、取引日(評価日)ベースの数値である。

(注3) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である。1米ドル=77.74円および1豪ドル=79.12円による。以下、「5 運用状況」および「第3 ファンドの経理状況、2 ファンドの現況」において同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	満期日	額面金額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	平成33年満期米ドル建 デルタ1指数連動信託債券	ルクセン ブルグ	信託 債券	0.00	平成33年10月5日	901,710,000.00	902,556,910.69	908,916,195.81	94.29

投資不動産物件

該当事項なし(平成23年12月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成23年12月末日現在)。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年10月から平成23年12月における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成23年10月末日	20,574,728,499	9,962
11月末日	22,207,380,243	9,965
12月末日	24,342,227,045	10,020

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移(平成23年10月5日~平成23年12月末日:取引日(評価日)ベース)



(注) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

< 円建 円ヘッジクラス 分配型 >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成23年10月末日	15,873,216,853	9,961
11月末日	16,729,602,092	9,965
12月末日	17,997,175,812	10,019

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成23年12月末日：取引日（評価日）ベース）



(注) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。なお、初回の分配は、平成24年2月7日に宣言されたため、平成23年12月末日現在までの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と同一である。以下同じ。

<米ドル建クラス 成長型>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成23年10月末日	156,603,194.38	12,174,332,331	99.88	7,765
11月末日	166,792,719.31	12,966,465,999	99.87	7,764
12月末日	182,267,423.24	14,169,469,483	100.54	7,816

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成23年12月末日：取引日（評価日）ベース）



<米ドル建クラス 分配型>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成23年10月末日	74,455,635.04	5,788,181,068	99.88	7,765
11月末日	78,189,440.07	6,078,447,071	99.87	7,764
12月末日	83,590,439.04	6,498,320,731	100.54	7,816

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成23年12月末日：取引日（評価日）ベース）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型 >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成23年10月末日	82,156,135.35	6,500,193,429	99.70	7,888
11月末日	85,275,726.56	6,747,015,485	100.43	7,946
12月末日	89,535,174.63	7,084,023,017	101.40	8,023

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成23年12月末日：取引日（評価日）ベース）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型 >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成23年10月末日	59,702,139.99	4,723,633,316	99.89	7,903
11月末日	62,041,888.18	4,908,754,193	100.45	7,948
12月末日	63,706,355.70	5,040,446,863	101.43	8,025

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成23年12月末日：取引日（評価日）ベース）



分配の推移

該当事項なし（平成23年12月末日現在）。

収益率の推移

< 円建 円ヘッジクラス 成長型 >

	収益率 ^(注)
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	0.20%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成23年12月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 1口当たり当初発行価格(円建受益証券 10,000円、米ドル建受益証券 100米ドル、豪ドル建受益証券 100豪ドル)

以下同じ。

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成23年12月末日現在の1口当たり純資産価格(取引日(評価日)ベース)

b = 1口当たり当初発行価格(円建受益証券 10,000円、米ドル建受益証券 100米ドル、豪ドル建受益証券 100豪ドル)

以下同じ。

(注2) 平成23年は10月5日(運用開始日)から12月末日までの収益率である。以下同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

(注4) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

<円建 円ヘッジクラス 分配型>

	収益率
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	0.19%

<参考情報>

年間収益率の推移



<米ドル建クラス 成長型>

	収益率
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	0.54%

<参考情報>

年間収益率の推移



<米ドル建クラス 分配型>

	収益率
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	0.54%

<参考情報>

年間収益率の推移



<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型>

	収益率
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	1.40%

<参考情報>

年間収益率の推移

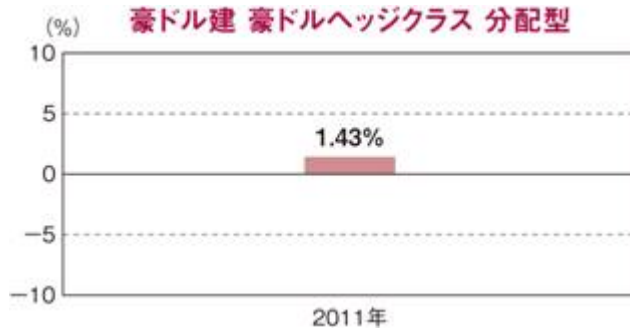


<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型>

	収益率
平成23年10月5日 - 平成23年12月末日	1.43%

<参考情報>

年間収益率の推移



(4) 販売及び買戻しの実績

平成23年10月5日（運用開始日）から平成23年12月末日までの期間における販売および買戻しの実績、ならびに平成23年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
2,449,683 (2,449,683)	20,199 (20,199)	2,429,484 (2,429,484)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下同じ。

<円建 円ヘッジクラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,819,943 (1,819,943)	23,720 (23,720)	1,796,223 (1,796,223)

<米ドル建クラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,834,276 (1,834,276)	21,453 (21,453)	1,812,823 (1,812,823)

<米ドル建クラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
832,186 (832,186)	800 (800)	831,386 (831,386)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
908,597 (908,597)	25,640 (25,640)	882,957 (882,957)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
629,189 (629,189)	1,110 (1,110)	628,079 (628,079)

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

< 訂正前 >

(前略)

継続募集期間 / 継続申込み

(中略)

申込代金は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該取引日の11営業日後に保管会社により受領されなければならない。受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込代金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

(中略)

マネー・ロンダリング防止手続

(中略)

受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を申込者に要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2009年改訂）（随時修正および改正される。）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）に基づき例外が適用され受託会社が納得しているという特定の場合を除く。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

(中略)

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法（2008年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2009年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

募集期間 / 申込み

(中略)

申込代金は、管理会社が別段の合意をしない限り、()平成24年2月28日以前の取引日については、当該取引日の後11営業日目、()平成24年3月6日の取引日については、平成24年3月16日、()平成24年3月13日以後の取引日については、当該取引日の後6営業日目に保管会社により受領されなければならない。受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込代金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

(中略)

マネー・ロンダリング防止手続

(中略)

受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)は、申込者の身元を確認するために必要な情報を申込者に要求する権利を有する。ただし、受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則(2010年改訂)(随時修正および改正される。)(以下「マネー・ロンダリング規則」という。)に基づき例外が適用され受託会社が納得しているという特定の場合を除く。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

(中略)

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法(2008年改訂)(随時改正済)に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法(2011年改訂)(随時改正済)に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

(後略)

(2) 日本における販売

<訂正前>

(前略)

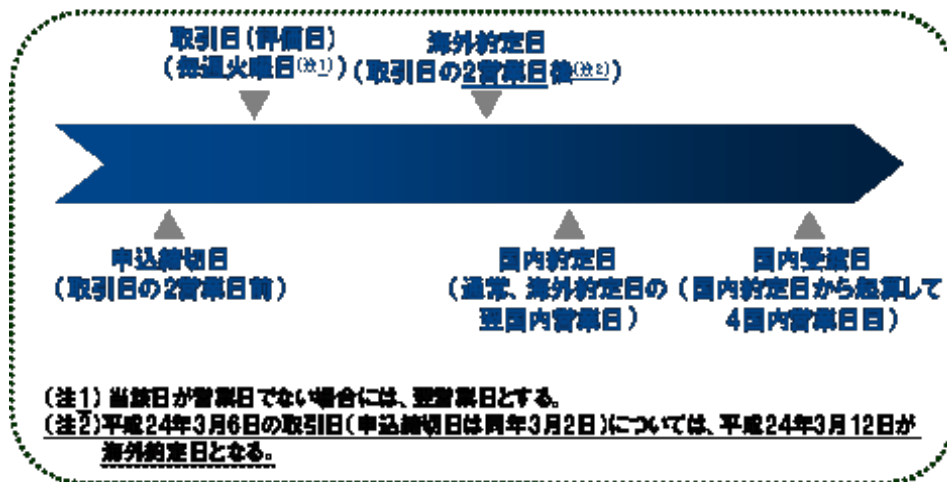
継続申込期間中の申込手続の流れ



< 訂正後 >

(前略)

申込手続の流れ



2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

< 訂正前 >

(前略)

買戻代金の支払は、通常、当該取引日の11営業日後に、または関連する市場において銀行が決済を行っていない場合においてはその後実務上可能な限り速やかに行われる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

買戻代金の支払は、通常、()平成24年2月28日以前の取引日については、当該取引日の後11営業日目、()平成24年3月6日の取引日については、平成24年3月16日、()平成24年3月13日以後の取引日については、当該取引日の後6営業日目に、または関連する市場において銀行が決済を行っていない場合においてはその後実務上可能な限り速やかに行われる。

(後略)

(2) 日本における買戻し

< 訂正前 >

(前略)

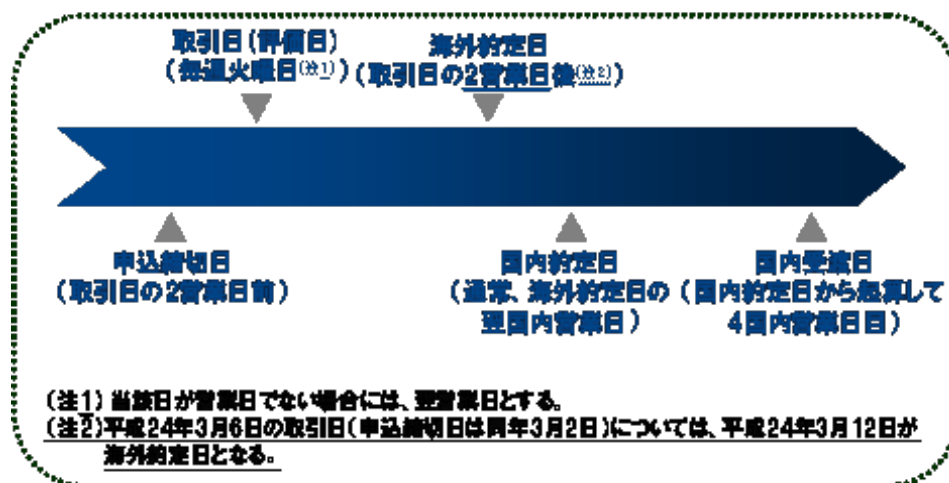
買戻手続の流れ



< 訂正後 >

(前略)

買戻手続の流れ



3 資産管理等の概要

(5) その他

信託証書の変更

< 訂正前 >

(前略)

(a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2009年改訂)またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(中略)

(j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2009年改訂)、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2011年改訂)またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(中略)

(j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2011年改訂)、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(後略)

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

<訂正前>

サブ・ファンドの運用は、受益証券の当初申込期間の終了後、平成23年10月5日から開始される予定であり、サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第1期の監査済財務書類は、平成24年10月31日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、KPMGが行う。

(中略)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

該当事項なし。

<訂正後>

サブ・ファンドの運用は、平成23年10月5日から開始された。第1期の監査済財務書類は、平成24年10月31日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、KPMGが行う。

(中略)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成23年12月末日現在)

資産総額		1,011,110,584.91米ドル	78,603,736,871円
負債総額		47,133,118.69米ドル	3,664,128,647円
純資産総額()		963,977,466.22米ドル	74,939,608,224円
発行済口数	円建 円ヘッジクラス 成長型	2,429,484口	
	円建 円ヘッジクラス 分配型	1,796,223口	
	米ドル建クラス 成長型	1,812,823口	
	米ドル建クラス 分配型	831,386口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	882,957口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	628,079口	
1口当たり純資産価格	円建 円ヘッジクラス 成長型	10,020円	
	円建 円ヘッジクラス 分配型	10,019円	
	米ドル建クラス 成長型	100.54米ドル	7,816円
	米ドル建クラス 分配型	100.54米ドル	7,816円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	101.40豪ドル	8,023円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	101.43豪ドル	8,025円

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

< 訂正前 >

(1) 資本金の額(平成23年6月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約29億円)

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成18年5月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年5月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年5月末日	37,117,968.52米ドル

(後略)

< 訂正後 >

(1) 資本金の額(平成23年12月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約29億円)

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成18年12月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年12月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年12月末日	37,117,968.52米ドル

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.74円)による。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

管理会社は、平成23年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	23	8,705,694,847.98米ドル

<訂正後>

(前略)

管理会社は、平成23年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	30	8,150,877,793.58米ドル

[次へ](#)

別紙 A

定義

< 訂正前 >

(前略)

海外約定日

関連する取引日の7営業日後の日をいう。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

海外約定日

() 平成24年2月28日以前の取引日については、関連する取引日の後7営業日目、() 平成24年3月6日の取引日については、平成24年3月12日、() 平成24年3月13日以後の取引日については、関連する取引日の後2営業日目をいう。

(後略)